

金城製塙所紛議の件  
樹鷗會常務監事  
吉田一義

大審院

昭和八年十一月一日

名古屋出張所受

各款三十六體

8.11.8

EP-S1

財團法人協調會名古屋出張所

金城製塙所紛議の件

名古屋市南區西古渡町中島

金城製塙所

發生月日 昭和八年十月二十日

解決同日

總從業員數 二十七名内女二名

忘業參加者 八名

經過

少年工監督の立場にあつた李點活は少年工の要求に従つて少年工のみの賃銀二割値上を十月十七日工場主に要求したところ一割五分の値上を承認されたので李點活はこれに刺戟され成年七名を糾合し賃銀一割値上の要求をなしたが工場主は財界不況の折柄であり値上に應する能はずと回答されたので二十日午前十時から忘業に陥り職場内で協議を重ね更に午後七時には寄宿舎に入り工場主と折衝を重ね十一月一日より五分の値上を容認解決した。